

「東京防災」・「東京くらし防災」編集・検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 関東大震災から百年を契機とした自助及び共助の更なる促進を図るため、都民の災害への備えを促す「東京防災」及び「東京くらし防災」（以下「防災ブック」という。）をリニューアルするに当たり、より読みやすい冊子を作成することを目的として、「東京防災」・「東京くらし防災」編集・検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会においては、防災ブックに係る次の事項について検討し、意見交換を行うものとする。

- (1) 冊子の構成や掲載内容等に関すること。
- (2) 配布方法に関すること。
- (3) 広報展開に関すること。
- (4) その他、防災ブックの活用方法等に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる専門的知識を有する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に定める委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に対し、会議以外の場で個別に意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集)

第5条 委員会は、委員長の命を受け、総務局総合防災部長が召集する。

(会議及び会議資料等の取扱い)

第6条 委員会に係る第一回の会議は、二部制で開催する。

- 2 会議は、第一回の第一部は公開とし、知的財産権保護の観点から、第一回の第二部及び第二回以降の会議並びに全ての会議資料及び議事録は、事務局が定める日まで非公開

とする。

(知的財産権)

第7条 防災ブックの著作権は、東京都に帰属する。

2 前項の目的を達するため、委員は、委員が当要綱施行以前から有していた著作物を除き、完成した防災ブックの全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を都に無償で譲渡し、また、著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利）を行使しないものとする。

3 委員は、自ら防災ブックに関連する商標を東京都に協議なく出願・登録してはならない。委員が関与する法人その他の関係者をして、出願・登録させることも同様とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、総務局総合防災部防災管理課において処理する。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

「東京防災」・「東京くらし防災」編集・検討委員会 委員一覧

氏名	現職
池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
鈴木 秀洋	日本大学 危機管理学部 准教授
富川 万美	特定非営利活動法人ママプラグ理事 アクティブ防災事業代表
中島 千恵	株式会社マガジンハウス Hanako 編集部
中林 一樹	東京都立大学 名誉教授